

## 訪問介護の人員基準について

### 【訪問介護】

#### 1 サービス提供責任者の配置基準

##### (1) 常勤換算方法を使用しない場合

サービス提供責任者は、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1以上の常勤者の配置が必要です。

利用者数	必要数
利用者数 ≤ 40人	常勤1人以上
40人 < 利用者数 ≤ 80人	常勤2人以上
80人 < 利用者数 ≤ 120人	常勤3人以上
120人 < 利用者数 ≤ 160人	常勤4人以上
160人 < 利用者数 ≤ 200人	常勤5人以上
200人 < 利用者数 ≤ 240人	常勤6人以上
240人 < 利用者数 ≤ 280人	常勤7人以上

##### (2) 常勤換算方法を使用する場合（利用者の数が40人を超える場合のみ）

サービス提供責任者の配置は、次の基準を満たす必要があります。

ア 常勤換算方法で、利用者数 ÷ 40（少数第一位に切上げ）以上配置すること。

イ 非常勤者は、常勤換算で0.5以上の勤務時間がある者に限ること。

ウ 利用者の数が40人超200人以下の場合（1）により計算される数から1を引いた数以上の常勤者を配置すること。

エ 利用者の数が200人超の場合（1）により計算される数の3分の2（1の位に切上げ）以上の常勤者を配置すること。

利用者数	必要常勤換算数	必要常勤者数
70人	$70 \div 40 = 1.75 \rightarrow 1.8$ 以上	$2 - 1 \rightarrow 1$ 人以上
110人	$110 \div 40 = 2.75 \rightarrow 2.8$ 以上	$3 - 1 \rightarrow 2$ 人以上
150人	$150 \div 40 = 3.75 \rightarrow 3.8$ 以上	$4 - 1 \rightarrow 3$ 人以上
190人	$190 \div 40 = 4.75 \rightarrow 4.8$ 以上	$5 - 1 \rightarrow 4$ 人以上
230人	$230 \div 40 = 5.75 \rightarrow 5.8$ 以上	$6 \times 2 \div 3 \rightarrow 4$ 人以上
270人	$270 \div 40 = 6.75 \rightarrow 6.8$ 以上	$7 \times 2 \div 3 = 4.66... \rightarrow 5$ 人以上

(3) 利用者数の算定等について

ア 利用者数は、前3月の平均値とします（新規指定・再開時は推定数）。

**※平均値＝前3月の暦月ごとの実利用者数の合計÷3**

イ 通院等乗降介助のみを利用した利用者は、0.1人として計算します。

ウ 同一の事業所が障害者に係る居宅介護等（居宅介護，同行援護，行動援護又は重度訪問介護をいう。以下同じ。）の指定を受けている場合は，次のいずれかの方法により計算します。

(ア) 介護保険の訪問介護の利用者数と，障害者に係る居宅介護等（重度訪問介護については利用者数が10人以下の場合に限る。）の利用者数を合計し，40人ごとに1以上サービス提供責任者を配置

(イ) 介護保険の訪問介護の利用者数と，障害者に係る居宅介護等の利用者数を別々に合計し，それぞれの基準により必要となるサービス提供責任者の員数の合計数以上を配置

(4) 平成27年度からの変更点

平成27年度改正により，次の全ての要件を満たす事業所については，サービス提供責任者の員数を，利用者の数が50又はその端数を増すごとに1以上とすることができます。（具体的な員数は，下表のとおり）

ア 常勤のサービス提供責任者を3人以上配置すること。

イ サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置していること。具体的には，当該主として従事する者が当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が1月当たり30時間以内であること。

ウ サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われていること。具体的には，基準上サービス提供責任者が行う業務として規定されているもの（※）について，省力化・効率化が図られていることが必要であり，例えば，以下のような取組（いずれかの取組を実施すれば可）が行われていることをいうものであること。

(ア) 訪問介護員の勤務調整（シフト管理）について，業務支援ソフトなどの活用により，迅速な調整を可能としていること。

(イ) 利用者情報（訪問介護計画やサービス提供記録等）について，タブレット端末やネットワークシステム等のIT機器・技術の活用により，職員間で円滑に情報共有することを可能としていること。

(ウ) 利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制

(主担当や副担当を定めている等)を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていること。

- ※ 基準上サービス提供責任者が行う業務として規定されているもの
- 1 訪問介護計画の作成及び変更に関する業務
  - 2 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
  - 3 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
  - 4 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
  - 5 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この※において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
  - 6 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
  - 7 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
  - 8 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
  - 9 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

※ (4)の特例を使用した場合のサービス提供責任者の必要数

利用者数	必要数	常勤換算方法を使用する場合の必要数
利用者数 ≤ 50人	常勤3人以上	常勤3人以上
50人 < 利用者数 ≤ 100人	常勤3人以上	常勤3人以上
100人 < 利用者数 ≤ 150人	常勤3人以上	常勤3人以上
150人 < 利用者数 ≤ 200人	常勤4人以上	常勤3人以上
200人 < 利用者数 ≤ 250人	常勤5人以上	常勤4人以上
250人 < 利用者数 ≤ 300人	常勤6人以上	常勤4人以上
300人 < 利用者数 ≤ 350人	常勤7人以上	常勤5人以上

備考 常勤換算方法を使用する場合の必要常勤換算数は、利用者数 ÷ 50 (少数第一位に切上げ) 以上。なお、非常勤者は、常勤換算で0.5以上の勤務時間がある者に限ること。

## 2 サービス提供責任者の資格

サービス提供責任者は、次のいずれかの資格が必要です。

- (1) 介護福祉士
- (2) 実務者研修修了者
- (3) 旧・介護職員基礎研修課程修了者

- (4) 旧・ホームヘルパー 1 級課程修了者
- (5) 3 年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修課程修了者（旧・ホームヘルパー 2 級課程修了者を含む。）

※（５）の介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とした場合、減算となります。

### 3 サービス提供責任者の専従要件について

サービス提供責任者は、原則専従配置が必要です。有料老人ホーム等の施設と併設している場合、当該施設の職員と兼務することはできません。

併設施設の職員として勤務する場合は、訪問介護及び併設施設のそれぞれにおいて、非常勤専従職員（兼業）とする必要があります。この場合、訪問介護として勤務する時間が常勤換算で 0.5 以上必要なことに注意してください。

#### <サービス提供責任者が兼務可能な職種>

- (1) 訪問介護の管理者
- (2) 同一敷地内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務
- (3) 同一敷地内の夜間対応型訪問介護事業所の職務
- (4) 同一の事業所が障害者に係る居宅介護等の指定を受けている場合は、当該居宅介護等のサービス提供責任者

### 4 訪問介護員等の配置基準

訪問介護員等は、常勤換算方法で 2.5 以上の配置が必要です。

この場合において、次の事項に留意してください。

- (1) 管理者と兼務する場合は、管理者として勤務する時間を除くこと。
- (2) サービス提供責任者としての時間も、勤務時間に含めることができること（サービス提供責任者として常勤専従で勤務していれば、「1」として計算）。
- (3) 1 人の職員について、常勤換算方法上、評価できる数値は、「1」が最大であること。
- (4) 利用者がいない場合であっても、2.5 以上の人員を確保する必要があること。
- (5) 同一の事業所が障害者に係る居宅介護等の指定を受けている場合は、次

の点に留意すること。

ア 介護保険の被保険者に対してサービスを提供し、なお、人員に余力がある場合に限り、常勤換算方法の計算において、居宅介護等に従事した時間も算入しても差し支えないこと。

イ 訪問介護の提供に当たる訪問介護員等の員数が常勤換算方法で2.5に満たない場合であって、居宅介護等の提供を行うことにより、介護保険の被保険者の申込に応じて訪問介護の提供ができないときは、訪問介護の提供拒否の正当な理由には該当しないこと。

ウ 訪問介護の管理者と、居宅介護等との管理者は、管理者としての業務に支障がなければ兼務可能であること。

エ 訪問介護と居宅介護等との経理を明確に区分して実施すること。

## 5 訪問介護員等の配置が不足する場合

訪問介護員等の配置が不足する場合は、速やかに市に相談してください。